

高知県食品海外ビジネスサポーター活動支援要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県に関係のある企業、団体、行政機関等（以下「高知県関係者」という。）が、高知県食品海外ビジネスサポーター（以下「サポーター」という。）を利用するために必要な事務手続等を定める。

(支援対象地域)

第2条 サポーターが支援を行う地域は、原則として欧州担当はヨーロッパ地域内、米国東海岸担当はアメリカ合衆国東部地域、米国西海岸担当はアメリカ合衆国西部地域、中国担当は中華人民共和国とする。

(支援対象者)

第3条 サポーターが支援を行う者は、原則としてヨーロッパ地域、アメリカ合衆国東部地域、アメリカ合衆国西部地域、中華人民共和国における経済活動を目的とする高知県関係者とする。

(支援内容)

第4条 支援内容は、次のとおりとする。

- ①ビジネス相談
 - ②ビジネス情報の調査
 - ③商談サポート（アポイントメントの取付け、現地同行）
- ただし、次のことは行わない。
- ①翻訳業務

(利用の申請)

第5条 この要領で定める内容に同意し、サポーターによる支援を希望する高知県関係者（以下「利用者」という。）は、利用申請書（様式第1号）に記入のうえ、利用の都度、公益社団法人高知県貿易協会会長（以下「会長」という。）に届け出るものとする。

(利用の承諾、取消及び延期)

第6条 前条に定める利用申請書の提出を受けた会長は、承諾書（様式第2号）を発行する。ただし、実現性が低い又は支援効果が小さいなどの理由があれば、支援を行わない。なお、その場合は、利用者に対して別途書面により説明を行うこととする。また、次に掲げる事項が生じたときは、承諾の取消または延期を行うことができる。なお、その場合は、承諾取消書（様式第2号）により利用者に通知するものとする。

- ① 利用者が日本国及び第3条に規定する地域の法律に違反する行為を行ったとき
- ② 利用者がサポーターの信用を損なう或いは名誉を毀損する行為を行ったとき
- ③ その他、不可抗力などによりサポーターによる支援が困難と認められるとき

(支援の実施)

第7条 前条により承諾書を発行した利用者に対して、サポーターはその依頼に基づいて、第4条に定める支援を行う。また、その際に支援の起点と終点を明確にする。

また、各利用者への利用支援については、原則として依頼の先着順によりサポーターの活動スケジュールを確保していくものとする。

(利用者の負担)

第8条 利用者は、第4条に定める支援に要するサポーターの旅費及び商談サポートにかかる飲食費について負担しなければならない。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

2 前項に定める旅費の範囲は、支援の起点と終点に基づきサポーターの航空機代、鉄道代、バス代、タクシー（UBER 含）代、サポーター自家用車使用料等の交通費と宿泊料の実費相当額とする。なお、サポーター自家用車使用料については、1マイルあたり米国通貨 90 セント（ガソリン代、保険代、有料道路代、駐車場代を含む）とする。

3 会長からサポーターの利用を承諾する承諾書を発した時点以降に利用者から利用の取消があった場合、利用者はいかなる理由による場合でも、発生したキャンセル料の実費相当額を負担しなければならない。

4 前条に定める支援を行ったサポーターは、会長に活動支援報告書（様式第3号）及び証拠書類の写しを送付する。

5 会長は、第6条本文及び前項に定める承諾書、活動支援報告書及び証拠書類の写しに基づき請求書（様式第4号）を作成し、利用者に請求を行う。

(免責)

第9条 サポーターはこの要領の規定に基づいて必要な支援を行う。ただし、契約及び輸送その他取引全般に関しては全て利用者の責任において行うものとし、公益社団法人高知県貿易協会はその責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、令和元年12月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月7日より施行する。

(受理番号 -)

年 月 日

会長 ○○ ○○ 様

申請者名 (印)

住所	〒	電話番号 FAX 番号	— — — —
(今回、サポーターに求める支援の内容) ・今回の支援の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 ・支援地域			航空機・宿泊の手配依頼の有無 (有・無) 具体的内容
連絡責任者	所属	役職	氏名
E メールアドレス			

様式第2号（第6条関係）

番 号

年 月 日

様

公益社団法人高知県貿易協会

会長 ○○ ○○

高知県食品海外ビジネスサポーター利用承諾書

年 月 日付けで申請をいただきました高知県食品海外ビジネスサポーターの利用につきましては、高知県食品海外ビジネスサポーター活動支援要領第6条の規定に基づき、承諾します。

記

・ 支援を行うサポーター

○○食品海外ビジネスサポーター ○○ ○○

様式第 2 号（第 6 条関係）

番 号
年 月 日

様

公益社団法人高知県貿易協会
会長 ○○ ○○

高知県食品海外ビジネスサポーター利用承諾取消書

年 月 日付け第 号で承諾をしました高知県食品海外ビジネスサポーターの利用につきましては、高知県食品海外ビジネスサポーター活動支援要領第 6 条の規定に基づき、下記の理由により承諾を取り消します。

記

様式第3号（第8条関係）

公益社団法人高知県貿易協会
会長 様

高知県食品海外ビジネスサポーター
〇〇担当 〇〇 〇〇

活 動 支 援 報 告 書

年 月 日付け第 号で承諾をいたしました高知県食品海外ビジネスサポーターの支援につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

1. 日程
2. 場所
3. 支援内容

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁内
公益社団法人 高知県貿易協会
会長 ○○ ○○

請 求 書

年 月 日付けで高知県食品海外ビジネスサポーターの利用申請のありました活動につきまして、下記のとおり利用料を請求しますので、下記口座に 年 月 日までにご入金願います。

記

1. 請求金額 円

2. 請求金額の内訳

項 目	適 用	金 額
航空機代		
鉄道代		
バス代		
タクシー（UBER 含）代		
サポーター自家用車使用料		
宿泊代		
計		

3. 添付資料

承諾書の写し

活動支援報告書（様式第3号）の写し

交通費、宿泊代等の領収書の写し

4 備考

口座名 四国銀行県庁支店 普通 444105 公益社団法人高知県貿易協会

年 月 日

様

高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁内
公益社団法人 高知県貿易協会
会長 ○○ ○○

領 収 書

年 月 日付けで高知県食品海外ビジネスサポーターの利用申請のありました活動につきまして、下記のとおり領収いたしました。

記

1. 領収金額 円

2. 領収金額の内訳

項 目	適 用	金 額
航空機代		
鉄道代		
バス代		
タクシー（UBER 含）代		
サポーター自家用車使用料		
宿泊代		
計		

利用申請を行うに当たっての留意事項

1. 手法

基本的にサポーターの利用者は、サポーターの航空機代、鉄道代、バス代、タクシー（UBER含）代、サポーター自家用車使用料等の交通費、宿泊料、商談サポートに必要な飲食費の実費相当額を負担していただきます。

交通機関・宿泊施設の手配は、公益社団法人高知県貿易協会が原則として行い、後日、利用者に請求することとします。キャンセル料が発生する場合も同様です。

2. 事務の流れ

①サポーターの利用者はフライトスケジュール、滞在地の情報などをメール等で高知県貿易協会に伝え、高知県貿易協会職員は、現地の旅行会社等を通じて概算額を調査し、利用者に連絡します。

②サポーターの利用者は、概算額を了解し出張の依頼を行う場合には、利用申請書により利用の申請をします。利用申請書の提出を受けた会長は、承諾する場合には、承諾書を発行します。承諾書を発した時点以降に取り消しがあった場合、いかなる理由による場合でも、発生したキャンセル料実費分は利用者の負担となります。

③支援終了後、サポーターは、旅行会社の領収書、支援報告書及び外貨・邦貨レートを証明するもの証拠書類を「会長」に送付し、会長は、証拠書類と活動支援報告書の写しに基づいて請求書を発行し、利用者に請求します。

④サポーターの利用者は、会長からの請求書を受領後、指定する期日までに所定の口座へ振り込みます。